

びわ湖大津まちづくり会議 規約

(名称)

第1条 本会の名称は、びわ湖大津まちづくり会議（以下「まちづくり会議」と称する）という。

(目的)

第2条 まちづくり会議は別に定める趣意書の通り、大津市中心市街地活性化事業の成果を受け継ぎ、琵琶湖を中心に地域の歴史・文化を活かしつつ、更なる大津市中心部の恒常的、かつ、持続性のある活力溢れる、回遊性豊かな賑わいの創出をめざすことを目的とする。

(活動)

第3条 まちづくり会議は、大津市中心部の活性化に寄与する、事業の企画および実施提案を行う。

2. まちづくり会議は、都市再生推進法人である株式会社まちづくり大津に対し、前条の目的を達成するための検討・提言を行う。

(委員)

第4条 まちづくり会議は、第10条に基づき選任した委員で構成する。

2. 委員は、第2条目的の実現を図る団体および個人とする。

(役員)

第5条 まちづくり会議は、次の役員をもって組織する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 1名
- (5) 事務局長 1名

2. 役員は、委員の中から互選により選任する。
3. 会長は、まちづくり会議を代表し、会務を総理する。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等ある時は、その職務を代行する。
5. 幹事は、まちづくり会議の運営および活動に関する企画立案を行う。
6. 監事は、まちづくり会議の会計を監査する。
7. 事務局長は、まちづくり会議に関する全ての事務を統べる。
8. まちづくり会議の役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(会議)

第6条 まちづくり会議の会議は、全体会および役員会とする。

2. まちづくり会議は、目的に適うテーマ毎の部会を、役員会の承認を得て設置することができる。
3. 部会には希望する委員の参加を認める。加えて、部会には委員でない者であってもテーマに適う人材を発掘し、参加要請をすることができる。

(全体会)

第7条 全体会は、会長がすべての委員を招集し、その議長となる。

2. 全体会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
3. 全体会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
4. 全体会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 規約の制定および改廃に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) 各部会に関すること。
 - (4) その他、まちづくり会議の目的に関すること。
5. 会長は、必要があると認める時は、全体会に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(役員会)

第8条 役員会は、会長が招集し、その議長となる。

2. 役員会の議事は、出席委員の意見を集約し、合意された内容をもって決する。
3. 役員会は、適宜開催し、まちづくり会議の運営および活動に関して協議する。

(事務局)

第9条 まちづくり会議の事務を処理するため、事務局を株式会社まちづくり大津内に置く。

(入退会)

第10条 まちづくり会議への入会および退会の手続きはともに、事務局を通じて行う。

- (1) 入会については、自薦・他薦ともに、役員会の承認を得ることとする。
- (2) 退会については、退会の意思を役員会に伝えることで手続きを終了する。また、委員資格の喪失として、以下のいずれかの事項に該当する行為を行ったと役員会が判断した場合、除名とし委員資格を喪失する。
 - ① 公序良俗に違反する行為。
 - ② 法令に違反する行為。
 - ③ 本会の活動や運営を意図的に妨害する行為。
 - ④ その他、本会の目的に反し、本会の名誉を傷つける行為。

(会計)

第11条 まちづくり会議の運営は、助成金・寄付金およびその他収入をもって充てる。

2. まちづくり会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則の設定)

第12条 まちづくり会議の運営等について、必要な事項は別途「細則」として定めることとする。

附 則

本規約は、平成30年4月17日から施行する。